

IV. 定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率の算出対象となる連結グループに属する会社と、会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は7社です。

名 称	主要な業務の内容
中銀保証株式会社	信用保証業
中銀リース株式会社	リース業
中銀カード株式会社	クレジットカード業
中銀アセットマネジメント株式会社	証券投資顧問業
株式会社CBS	銀行事務受託業
中銀事務センター株式会社	銀行事務受託業
中銀証券株式会社	証券業

- (3) 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当事項はありません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当事項はありません。

- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内において資金及び自己資本の移動に係る制限等はありません。

2. 中間連結貸借対照表及び中間貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

- I. 自己資本の構成に関する開示事項【連結】並びにII. 自己資本の構成に関する開示事項【単体】に記載しています。